落穂集　四

和書門
類　二八四九七
號　一九五
函　一
架　一五
冊

内閣文庫
和書
類　二八四九七
號　一五
冊　一七〇函
一一架

内閣文庫		
番號	和	28497
冊數	15（	4 ）
函號	170	79

国立公文書館
National Archives of Japan

大日本帝国図書印
日本政府図書

一天正十四年正月秀吉公織田信雄羽柴勝雅を大坂
城中へ招き給ひ中にて無為の儀申遣り
家康上洛の義を我等取持申べしとことごとく申候
安心候よし付　家康公へ我等妹を嫁せしめ
縁者となりなんあらく入魂可致と存る旨にて彼是扱ひ
信雄公の手ひより御世話にもなりし秀吉公も承知に付
様々相談も有之て濱松へ両使を下し勝雅
大坂を立て先吉田の城に到り酒井左衛門尉を
両人同道にて濱松へ下り徳川殿へ御対面以下

大坂御城にして御誕生被遊御中将の
御家督の上二條にて程なく正三位内大臣に任し給ふ上より
淀殿と申も大坂へ入り給ひ御懐胎ありて御世へ
上り秀頼公と申されは御十二才の時より
勝雅と太閤の御養子に成給ふ也

一 同年二月下旬北條氏直分国の境目始て兄弟として
出陣に付 親父氏政も同国の境目へ出陣
之に付為 家康公父子氏政方へ御使被遣
一 小牧長久手御陣の時北條氏直へ御縁者の御対面

進候ハ御縁者ニ於氏直も守りて対面可申
御ともに無之事に御座候 御前に於て取合申し可申候由
請下され候へ共 其上氏政方へ御使被遣 本多
然所ニ氏政ニハ御取合の 氏直方ニても本多佐渡守
存知候 此度者の様にて候へは本多佐渡守と
済て御同心の御事為り候し 家康公父子にて
然所にては本多佐渡守を使として御遣し候へは
宣旨議定合盟の御約束も同し筈の所へ右
御家老衆存知候事も出立御本陣の御次へ成

御手に迄ハ我等三淵へ参して對面て申入御請被の
儀それ迄ハ御北乞に御さ候ハ以之候由に候被
何も其上酒井左衛門尉濱松にて語合せられ御城
にて家康の様子をも申入れ太守へ御内意被仰[illegible]側
衆とも申候氏政ハ御勘気に[illegible]
用をも調北条にて旅て下を御内のうち一さま様
存じつけたる事とも御座候上ハ一大事迄にて候故
留守へ〆之所にて三淵まて申入様にての次第
對面と申候ハ先て後に大様に申承候てハ遠

佐々源殿の旅行の様に世間に旅して候由諸侯
間氏政とハとこ迄御ハ御前にて被下て御[illegible]
御事ハ付濱側衆の事も屋爲附申候はれハ
可然申上古下へ御意にて我等にも申候
義に申候しくれこと御座候や能々存じて
氏政合し迄の事候へし御勘気し御限り御機嫌
家康公にも御承候沼津の城へ上様に茶相立日
三淵へ参り入氏政氏直父子へも御勘気を御赦
御上様沼津にて松原にて御無事に相立小源

数ケ所見えけり彼是と相見へ候ハ流浪ニ附来候
ニ身の名をも相揃へ是へ召連参候様ニとある所
ニ付浦部へ都して山角紀伊守と相談して候得ハ
天方大膳守是を承候て宮千代是か御ためにも候へと
候得ハ紀伊守殿より承候ハ此度中出様機嫌能
駿府へ上海城ニ相談を申して御中上候様ニと氏政
氏直御申付相方様ニも候へハ此度下向して大方御請仕
候ハあまたも召申候様ニと存候得ハ御出被成候ハヽと三枝
ニ付紀伊守殿返して天方と召連候ハ沼津城の

大手ニハ人数多集り居て門扉を立其上ニ紀伊守殿付紀伊
守ニ寓ニ相待候所ニ家康公ニ被仰候ハ今氏政氏直
父子へ鳥居を上候ニ境目の城と是ハ安田の義相方
ニ候て有る城本丸の家作ニハ旅籠の為ニ御ニ
外曲輪の家ニハ今日ヨリ掃除申付候天方ハ是を女
義ニて早帰之上ニて氏政氏直への御口上ニ
ニ御座候段相談被成候ニ紀伊守をも差遣し候へ
右氏政氏直へ御対面ニて御見小田原へ御成
ニ被仰出其上相方紀伊守殿も相見え候

天徳ハ大ミ外おま遣の様ニも無之太ハ様子せ付ル
其ハ小牧働ニ而抜群の勲功を以中付候とや

一同年四月上旬御婚姻御調ニ付本多平八郎と大
坂へ被使者として遣被下ニ而御和議の後ハ秀吉公と相
并御前を以被下し也双方の御使者取元老と
御勧め申九た無為ニ御縁組の被成候たゝか不済て
大様を以被成候て三桂秀吉公も喜悦在之候や

一同年八月廿七日秀吉公の妹君朝日の方浜松へ御入輿
ハ先是榊原康政を遣へ其為要上下し出津右支度
を調へ致て後御城へ御入輿也媒妁婚姻侍者へ至手数
百年餘人とや浅野長政御輿を渡し酒井雅楽郎
先を請取れしとや大御婚礼御祝儀終て榊原
康政を御使者として秀吉公へ礼を

一同年七月従家康上田の城主真田安房守昌幸を御討
罰して被征とて御旗本鳥居彦右衛門先鋒の御
幟と御馬を引出候小諸城迄御使者を以
申候ハ兵庫上田へ退討として上田表へ可為向
ト為ハ大久保七郎諏訪守織田下総守両人々武者上也

の家臣某方を相添へ沼田并久兵衛の両城を責
取る夫より甲斐上田表迄も加勢致させて申とや依て
其後の義ハ真田蔵七数見るへし　家康公ハ
自分出張なされ給ふて上州鎌原の北條氏か大軍を以
加勢に致す義なれハ真田ハ未立申間敷なと世上
にて既に北條氏陣法伝来とや相当不申実否あるより
駿府へ使者を遣し其節真田は返治として
一騎の中に加えて敵に乗れ先に我て候へは延引
河ニ引て扱候気も有る哉と見え候

扱ニ我等丸をもよいて申とや依て上田表に在
何ハ義者出発て八月初旬駿府へ渡り引帰
城を扱候しとや
右此書より加勢て籠城の由世上流布の
記録共の中ニてハ見当り不申候へ共北條家の
義を記し実ハ右年号にも相見え申候天正
十四年沼田陣ニ付家臣條沼の出張仕候ハ申伝へ
右年号ハ我か家の記上野国近に於て
見覚之ニ付書キ付申候

一 同年の秋羽柴中納言へ秀吉信雄卿の内意にて
御使大坂より来りて申けるハ去年よりも
家康公と秀吉ハ此度和睦に付信雄卿も
秀吉より家康公へ婚姻被成候ハヽ尾張殿
親類となし申上ハ度々上京の儀とも申出候へ
家康公も御承引被成候由秀吉申候而秋頃上意
如何御同心も無之上ハ婚姻に付ては宜き由
御満足に存候作法ハ御ヘ上京
すゝめ候にハ秀吉も又下向あるへく大坂の御事
これハ和睦の儀をも被成たく候由秀吉申
通被申候ハ此度ハ何とそ家康公上京
の事をも御頼み何事も御相談の儀をも被成候へ
信雄にハ是非とも御ひとつの儀を御申すゝめ
も可然との御意候よし是にて仰せ聞かし候へハ
秀吉公より御両使を遣し家康公の御心
いかゝ有之と申し遣しけれハ上洛ハ御承之
織田信雄公ニて被仰候旨
人質をとり返し申され候へとの御返事御両人へ被申

天〓ありけれは如何ありけん深〓様の小袖を送
り〓〓されけるのよしを〓を〓とて下り太刀のもとに
御〓の〓帯をとて〓られ〓ましけるかそ
旨人を〓て〓近寄せらるゝ由とは〓中に〓を
聞ゆ〓所には〓のいたしも 家康上京ありて
ふけ〓をありけり〓て〓をも〓へ下〓有
赤〓中〓にして御〓ありける〓〓に
御母大政所〓御〓の〓にて付〓ありしにもとは〓人は〓家の
母大政所を證人として〓下向ありけりや

家康の願ひの上は下さる御方は大政所と申に付
内府公〓様〓ある〓ハ〓〓あるべし〓にりし威公
彼しくて近衆の〓を〓して〓て〓候〓ある
へきと證人は〓の〓河の御〓れて〓は〓
深〓出〓〓が榊原小平太を〓の〓候して
る〓〓大〓の〓御〓あられ〓かゝり
家康公も〓速上京て〓を〓候し〓は〓
井伊直政 本多 大須賀 榊原康政 右三人の親
族の面々を證人として上方へ〓差出し〓

一 同年十月四日　家康公権中納言に任せらる是
より先大政所岡崎へ下着の為秀吉公より被仰渡地
に就て出京被遊諸将又ハ出仕之京て上洛有之に
浜松の御城を出御被成岡崎より本多忠勝榊原
康政并井伊直政等兵衛尉大久保忠世等
酒井忠次等被遣御供也大政所下着
岡崎御城中へ送り奉る此時家康公
井伊直政本多忠勝を以て御供人数を添
仰付被下候其後秀吉公と大政所ゟ御対面有之

筈にて御上洛にて秀吉公と御対面被遊ける子細ハ
上方御用に付内裏女房の御家来御参詣之由に候故
又御上ハ秀吉公殿様を聴て御参り何事をも
大政所と為御参り被成候御難儀にて御相談に付
先達秀吉公の御母儀を見知り候者とてハ
御家中に一人も無之候故ハ大久保の内方を以
て御上被成上り　家康公より　御預り被成候
夫より後ハ大政所下着の以後本多作左衛門ハ
浜松より出入の者とも御番仕候て御城に成

御参着て参給御参之処 何角と申文家ニ而
ある由 十八日晩方御議論の御城へ参り候処ニ大
騒動ニ而 御輿の戸を明候処 清藤助 御差向ニ而
恐ろしき御目 御前付而て 御前所あり候所
是あけたる女中方ハ皆々洞ヶ流し候而御出十
日分 藤原公ニ而 太政所之姫ニ而 御前就
御方御上京の上ニ而 御議論と申候 御前候而上由候
旅て我多 御着 御着之上 年ニ而 藤と申候
太政所の御ニ而上 御座敷ニ候ニ而 出の上之横着

移侯とたる而て 女中方 様と申候 是ハ是も何
事と 中合居中被之 丹後造酒 政内左衛門 付
あの葉藤ハ何の為の出入有候所と 女中方内談
候処ハ出政着へ それ候ハ 主人 候ハ 御而 不存候
候と申されし 出政ニハ 太政所之 機嫌 よろしく あらん 伺
新中将 ニハ 不満 着て 相叶 何と申候 と申候 出来
御覧と 成候 御殿 太政所と 婚姻 女中方
去頭成 と申て 御覧 以て 重次 出居 着候ハ
在様ニも 成 相成 候 従中 大名 何の葉藤

のちハ天下を大坂より請て　家康公御子のことく
志すの御ことしより請てハ在所に積置る楽
薪を寒して屋形へ持参ケ大政所を始め御女中
方に饒較して下々とる人好も花かれ居つ仕
業の此の風俗を来ての女中たち都の後には
千姫女中大政所の事をまねし極めより紀
男女ともに　拙女中難儀に辛苦を
中々とあり
大政所御京あられ若者難義等を是非は

家康公より御つかひ在て　死罪遠流又は
中付為て揃へ度きも秀吉公へ達して宜しいた
中す儀に秀吉公にて段々と宥免して
此の悪く職有らハ存し大坂の母きての御
ありし御へハ沙汰あるハ上方筋へと存其以後
せいハ御用捨あらハ御宥免にて相済ハ何様にも
政を御用と在江戸の御家中へ月　出仕まて
書院並に御家中も難義相ひそかにしけるとや
子孫繁昌の代ハ御らん残りおかれ候も也の哉

ともに出入の儀なし其後より御議定然る処
前田の家老太閤に出頭と之前田利長
家老とも本多伊賀守の所へ参り付候所
家康家老共を人と為しもみ合ふ所
其外右衛門様御内書の上御沙汰有之所増
田右衛門尉城中にて於大坂表にて出家老共
御付候事より続き家の者共者へは悉く
相済ては御詫言申も
一 同年十月朔日 家康公大坂へ御下着 於大和

大納言秀忠然るに御旅館を於御地に罷越候て秀忠
へ参らせ候御付候て秀忠公より御旅館へ参られ候
節 家康公も御出なり 如斯ハ既に御目
大坂に御座候て御述と申て於在所御物語中に家
臣共忠義の者前田存候内御召為明日御出之と御
入候て御座候と申て御近習衆を以て御礼
御出候上御機嫌よく候 家康公大坂の城へ入御在
之ハ秀忠公 武蔵へ出向ひの御供に御請合織田
雄公も御向ひ御出なり 秀忠公江戸

家康公へ對せられ謀らる悪逆に及候由と見へ候
是ニ当方謀叛によりて之迄て中納言殿御先と被申
候ニ付　家康公救父御出之所　内府も御先
ハ其後此時分是非ニ不及ニ秀吉公
家康公と御一手と成られ平元の節ハ秋末なるの
趣にて候ハ見て謀ひ急ニ御旗を上ケは
家康公の御仕ふ附すふと秀吉公乃家康を
是て大事ふ行きと諸将はやされ中府越中殿ニ
答申て後秀吉公は　家康公の御案内記

中夫當此就定めの庭安へ出られの處ハ秀吉公の御所
思ひ候淺の深臣も私義も其上ニ当方に存上申也
家康公ニ信度彦の大矢君より聞此是源の御京
色と御覧ニ謀叛の訳に御當家へ被仰上ハ秀吉公御
中にも御縁ハ平元ニ出誓ひ一而織
儀の志ある事も知ぬ品参る此の仕方と義ハ御
不平元の出張也とて構ハ子細先年機嫌之事金
久大将表一戦の利是非討死と覚悟致し候もの
當家よ歎き御精力を以て平場との迄平後賊

上ハ武命を守り大切と之を思ひ存し付てハ神忠
ことを之を忘れの忠ゆへに於てハ忠孝ある秀吉公ニ存し
給ひし所ニ度々ニ在しけれとも而しかりし所や信雄公ニ
秀吉公此時天下を悉く従ふへきニ付て　家康公の忠孝
とハ秀頼の御為ニ殉ひ終ニ我を存し後もかく今秀頼
御政務ハ悉ク於て法通て其先
家康公子秀忠も右大将兼任の義ありて当時ニ秀
頼卿ハ右大臣兼任ありし時晩年ニ在ル京の御後
樹木ハ庶流を以て用ありて既ニ於ハ家臣も大坂御進

殊ニ内秀吉公ハ名利ニ染ミ家事ハ外様の御旨
物ハ浅野長政大谷刑部卿右人義ハ小西摂津守
石治ニ与して謀叛の事ニ取組しと見え謀逆
也其の外ニ此死も有之節　家康公ニ於ゐ正二位ニ
叙せられ樹木ハ小西右衛従五位下ニ叙し或ハ左衛
ニ任し是ニ当家の御家人同友の嫁ありしや
其後　家康公大坂を出発して京都へ御兄
弟家を大和大納言秀長謀叛ニ而上方ニ
於ての此死も此ニ依て上京の折ニ御為ニ付て

聚楽の城〻郭内に於て此屋敷を令拝領
此家作等之義此好之如く也遣り 其外根まし
見え茂賞し宮ゞ高虎を召寄此時分仕官
出合き刻に於て此家中諸々の居屋敷を定
も割渡されけり太守としく時の
関白秀次公に仕え 中納言家康公の方すへハ
其頃世の此人根ゝてハ此處ニ罷出ぬ比京大
坂に於て此儀者下方に於て依て御座候
太く執中時代の義を書記し世上流布

出雲も仕たる遠江の候ニ東京所附の
浅井同国高虎方家の為に 徳永寿昌と申
者は故長政ハ家名を存候ニ中浅
野弾正長政の兄ニ候当のとてハ大名云
家の氏中にて存命仕候雲部当中者方人
乃岩生を被し候然執を公の書留中如也

一 同年同月十二日 家康公へ日記(?)被捉
為思標かる處浅野より此家老仕待請候之
十九日大坂所より御座候而て御附候ことして

井伊直政を召て如此大坂へ御越候ハヽ大政所を始め
附の女中ともに江戸へ相越し直政の案内を以て御若君
宜敷ニ頼ニ思召候中付秀吉公より御返
ありしかは御対面の上いよいよ御和睦の事あり
相済候之後大坂城中におゐて直政へ
饗応の刻石川伯耆守数正を秀吉公より召付
置れ出座の如く直政数正に對し一家へ譲の様
も無之罷て謀叛逆を構へ小松原に付
秀吉公御旗本に推し名を残し成流石ハ

家康公御内通大事を隠されしかとも御仁心を尽されしとも
下直政を誉め給ふ仕合とや
太閤も今義元の通りし時世上流布
爲其徳も以て家康公の家臣
本多弾正人質の事ハ此伯耆守か所と
無之申人其御覚ハ又今義元より仕
無之申候とハ無之何となく如此之事
一同年十二月家康公濱松駿府の城へ御移り之
挨拶として朝廷より御使の為め家へ御使ハ来

春ニ至リ積山ニ守リ(?)ニ移リ、秋山抗ト云所ニ出張
天正十二年四月秀吉公参河ニ於テ家康公ト御合戦、軍
勢を率し九月征伐として大坂を出給ひ和泉
岸和田(?)落着(?)して御出馬(?)ありて和泉ニ至(?)
伏見の根来(?)寺こもりしや、紀州の境ニ籠る(?)
乃城と申、熊井(?)城中と申ハ積善(?)寺(?)とぞ申
在し一時責落(?)して一の城(?)と申ハ千石堀(?)
高田(?)利政(?)ニ寄(?)ハ参河ニ於テ秀家(?)ニ秀吉
旗本(?)の者(?)と根来衆(?)ハ浅井(?)加政(?)野(?)和泉(?)

忠を尽し根来衆此時山中ニ籠リ城ヲ当国浦
生方ニ究竟ノ敵城を攻落し此の所ニ至る
付御出馬を実(?)と是し落城の上ハ足ニ御馬を返さ
是ニ依て中村ハ秀家ニ出テ今日ハ御動座
然る所ニ熊(?)ニ於テ城攻ノ中(?)御迎(?)ニ至(?)る
紀州へ(?)御渡(?)有ける所を加政(?)が敵城(?)ニ
根来衆ハ城中ニ在て海ニ御出(?)馬ニ成る(?)
是ニ於て中ニ在ル(?)御馬を寄(?)
中ニ於テ秀吉公ヘ(?)難儀(?)致し流れ(?)ハ

徳川殿の御息秀康おハし候と申出候へハ秀吉公
聞召れて然ハ申遣り給ふ事ハ
家康の子息とは云なから我か方へ子にもらひ
らひ養ひ立候て以武道形儀ハ家業似て士あり
有るへき宜ひ候と也其後秀康ハ先手の将に
かり軍功有之よし秀吉公より羽柴秀康として令譲
の御名并羽柴七段の羽織を給り候とや

一同年八月廿日　家康公権大納言に任せられ正
二位に御昇進被成候とや

一天正十六年四月十四日秀吉公ハ京都聚楽第へ
行幸ハ御成也　此時御家中に於て井伊兵部大輔
兵部少輔本多中務酒井宮内大久保治部少輔平岩
主計本多豊後守菅沼内膳正大須賀牧野右馬允
右十人従五位下に叙せられ尤諸家に於ても
立入の者位に推し家来但有徳数家の
ふ是を世に聚楽諸大夫と申候とや　就中
御家に於ては井伊直政大沢基宿両人の義ハ
侍従に任せられ候なり　家康公此時蔵光の儀

の者無上ニて許て当く申行かし也

一 同年八月北條氏政氏直父子之方ゟ関白秀吉
公へ使者を以て北條美濃守被差遣上京して
御目見させ申候ニ依て榊原康政加々爪備後ハ御
両人を以て案内の者先達て被仰候ハ去年御
北條氏政し来春上洛可被致由
家康公被仰遣候由北條家和睦を御調ニ付て
北條家ゟ美濃守大坂へ参着候処秀吉公ハ
美濃守并榊原式部両人を大城中へ招き対面の

後美濃守申候は氏直儀来年中上京可
致候得共是ハ先年ゟ南安房守領知境上野
沼田の義先年家康公と御領分の争候由
御扱被成候得共真田ゟ申分有之候ハ秀吉公
被遂御裁許被下候ハヽ家康公と氏直縁談の義ハ和
の御扱を被為遂候ハ来年ニ至て使者を以て美濃守
方ゟ安藤申上候ハヽ北條ゟ美濃守ハ
小田原へ氏政氏直へ申遣候得ハ頓て相分
当年中ニ秀吉公の御沙汰会ひ候て来春御上洛

然ニ付石田大坂へ引籠り秀頼公御守護
治部少輔ハ此節中山家康江戸へ下向武蔵守様御征伐
め此処ニ付上京ゆへ下向之儀御遠慮有之候に
中納言殿福島の儀も委細に申遣し候に付
秀頼公にも御幼少にあられ天下の儀に付て上方福島氏
北国之ハ山源家へ服従して中納言ハ江戸
之の為東国中武蔵上京御遠慮候様に付其の
迄者に付江戸大名の面々被致して関東へ出陣候
将軍の御城々に出張大坂表の首尾被為伺
候

其以前者　家康公へ天下上方仕置也
一説に江戸ゟハ太閤在世ゟ山源家の伏見として
大坂へ籠城し進退相成候秀頼公の人々を守
於此城内武蔵守中納言及御出陣及
此之儀にても謀叛して在之に付一七ヶ月利
発なる者を召寄せ秀頼公継て天下諸大名
之内山源家滅亡に至江戸へ被召出され
御先に中之加へ於ても謀叛の本意ゟ論せられ候
上者其後秀頼公江戸へ下向し候ハ天下之御名字

梅鉢紋ハ小早川隆景ゟ御渡梅鉢ハ二ツ有之と承
候ハ加賀紋ハ宮ゟ分ケ来是ニ而候と
名字ニや當時諸侯和ニ而居候星名字々し
府中ハ太閤菅公子孫しゃや

一天正十七年五月廿九日 若君の御母堂淀殿ニ而御
誕生之月 日本國中諸大名ゟ茶并ニ後實先祝と
其後同月廿七日秀吉公へ御祝儀ニ男子誕生ニ付
初名を鶴松君と云太閤之御嫡子として
家康公大坂へ御登城ニ付御祝ニ秀吉公黄金献上

牧白銀二千枚を 家康公へ被下候と有り

一同年七月秀吉公北條氏直當小田原籠城ニ付安房
後國の諸城へ責寄ハ中々手ハ上方勢諸国の城攻し候
小源家康公への北條方之縁者安房守方へ加勢の者ニ
候之上田原之城被攻候ニ付 家康公の手
ニも押寄せし北條之秀吉公ニ御付候ハ付落城之
由中上方ニ付北條之様子ハ其方ゟも被及言上を下知ニ成
との儀梶原美作守御細々被仰上を殿ゟ太閤
公とも御上洛之上御城へ御登城之人々御前ニ而對面

被露有之下知を請て中途ゟ如安房守も度ハ
討果候ニ不及早速取返す事の為中ニ付而
之候ゟ御請不相済候とや

一同年九月　家康公甲府の陣所ゟ野州沼根
津の砦をかねて取返し候として其城之様の所為居
喜悦之太白銀十枚綿百把澤百種並ニ茶弐ツ
方御書状を以て被仰遣候の中ニ付宜しく
御意ニ候ニ付てハ候ニて直ニ被下置候ニ付して満足
之様有之候ニ付而候

一同年十一月小幡民部沼田之城主通同姓安房守民部
として沼田の城ニ居せしむ其ゟ後沼田ニ預ケ申候
取次箇見とも小幡之上田の城ゟ預り持城にて
沼田の城を預られ候御物にて安房守にて請取
安房守ゟ申付候番人ニ小笠原ニ被付候民部ゟ取上ニ
被仰付候ニ付太守ゟ御書之趣ニ付候之儀は
上杉の中一番ニ小幡民部の領地を以て之所ニ候に
田の城をも上田方ゟ取返し候ニ付候ニ預り其の一城を
取り上田ゟ被相細候しとて取次安房守

大坂外の先方へ明渡し下り此中を去られ大坂城へ
在一条囲ん所に仕え付ける精侯す真田御座へ人数
を遣し殿様方に押寄せ御城を取れ候らり
なる御事ども上田乃城へ安房守の事を申し付けられ右手
太閤より立腹して然る上は大坂表へ使者を送られ
太の指図を申し猶存じて使者を指上げ挿京
康殿も是に上りて後え秀吉公の前へ出向
家康公とも対の戦ひ御出候て存ぜざる旨
秀吉公には大谷刑部少輔殿家康公へは御城へ

我々は小源氏政と云ふ者なるが敵の城を出でしも
立元とは道にて出し御使にて御座候らん御状を披見致し
よ事に用捨も無く先ず御家の然るに先陣を務め安房守に
備前の所に其の城を焼払ひ候の所に何時
ま元を先手勤め候の者に何事も上田の城をお
渡しなれば抔ては民部上意然に任せ其の義を付けたる遠江
守申付けお渡し申すべく民部上意の御使として参り
申し合ひの重り申す様帝を治めて候も其の忍び
かねてより候ひしと小源太父子より不和にて殿

に達し此徳川氏を以つて至りて其後ハ秀
吉公織田家の臣たりしも主君を倒して權を執文
此時の為天下を治め其子の忠孝を思ふ
ミて終に徳川家に属して臣たを遂けり猶も也
家康公大坂へ出陣ハ秀吉公以下の臣下に此條家
種々の事件出来しそれより秀頼の為に家康公を討
となりしより戦場に出て其後の是と武臣か
古今の様子も知大猷の政事を伺ひて明け
其上にハ是非分に尽し其上申し何ゟ此條

家職ニ大将出来て存る所世ハ後の上京所て
存亡とヽ候ず然るに胡廣所謂弊哉ニ生
主の所ハ古今云下所とし難哉也存の世をハ云
（此ニ未だ御了後云分事大名ハ大坂（江戸を也
業之跡小田原之北条之處ニ依て天下を去る乙
を従ふとして大坂へ着せしを存ず久留の後被也
売るし郷地押領の前ニ於てハ武政御主文ニも
成せさを主存所領の支配任業練息の如く
主従共ニ存り為乃来由緒を相違法

徒限にて近く仕宜しき面々御押掛
其外の者共大将の為に候て御家の事秀吉
公不思召候て候内候而無之事く御改候
ここにて可被仰付の有之候へは浪人無之所く
押立候可申と申付し申人九八宜く心得
候よや

一 天正十八年正月二十日 若君秀忠卿御上洛 秀吉公へ御対面
として駿府を御発駕有て御上京 井伊直政
酒井忠世用不召出秀吉公へ罷出御供仕申候

又聚楽にて秀吉公より供奉の面々へ大饗を備
御饗応有之候處 井伊直政 酒井忠世ら
御礼として井伊直政秀吉公へ出仕御目見
秀吉公御意に 若君御事御幼少の御儀
御供の者共大義に候 何も御同道の内大事
に思召候て 御取立被成候由
御意の趣 御馬廻り衆迄 被仰聞候 御供
の輩無残所 御礼申上候 秀吉公御機嫌
能御座候て 御帰り被成候由 井伊
直政 酒井忠世 両人 御目見 仕候

去なし詫び田舎風なる人にあり上方様に
路めぐりし所にて何とも案内なく様に
出逢ひしめしには何とも見えず道中たよりなき
在しに宮の相違にて[illegible]
[illegible]
[illegible]
見えぬひく[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 乃蒲生ハ大納言家康公へ詫言申し[illegible]
[illegible]中将[illegible]
[illegible]
一 同月廿七日 [illegible]
[illegible]浜松の[illegible]
[illegible]
一 同月廿八日秀吉公[illegible]上方[illegible]
[illegible]小田原[illegible]
[illegible]

宮様方ハ上方勢ニ随ひ給ふ方ハ[illegible]ニて道理摂津
其の[illegible]ニ随ふ[illegible]ニ仰付られ候ニ付而
東海道[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]
[illegible]人数ハ仰付られ候其の[illegible]
ハ大軍[illegible]也

一 同二月十日 家康公小田原征伐の先陣として駿府を
出馬有て[illegible]長久保ニ陣を居られ[illegible]
の[illegible]伊豆三島[illegible]
[illegible]の[illegible]仰付られしとそ也

一 同年三月朔日秀吉公の先陣ハ京都を打立
其勢拾七万とや[illegible]伊勢尾張美濃
参河遠江等を率て相勤 家康公ハ甲斐
信濃駿河参河遠江五ヶ国の軍勢都合三万余騎也
先をおほせてハ惣勢中ニ人数拾六万騎と云
聞え京都ハ[illegible]秀吉公の着陣ノ節毛利
大膳大夫輝元中国の軍勢都合弐万余騎を率ひ都
[illegible]養父[illegible]輝元ハ京都を守護也
一 同月十九日 秀吉公駿府へ陣付当地ニ陣居

城の義ハ大切之御預り所ニ而候ゆへ御深ク立置
駿府ニ於て大久保長安ハ何れも駿府御城番の
城ニ於てハ此方より先ニ大御所様駿府ニ被成御座
候ニ付御用之節ハ江戸より早速ニ駿府へ被仰付候而
伊豆国より駿府の城へ被参候而駿府城の事ニ而も
為上候様被仰付候由ニ而駿府の者共ニ被為相済候を
中村与三郎殿駿府へ被参候ニ付御城代ニ而相勤候
内藤紀伊守殿大久保長安殿内ニ而被申上候由ニ而
江戸ニ而其の節ニ而者駿府ニ而御番衆中ニ而

駿河筋之者へ申上候ニ付見届候而御方より御先手の衆
其節も有之候ニ付駿府御城代の御方ニ而駿府
城中ニ而御番衆大久保長安衆申上候ニ付御改ニ而
相守候様ニ而御方ニ而御城代ニ而其節大久保ニ而も御改
駿府御奉行衆中ニ而申上候処御家来衆ニ而
御預り被成候駿府の御城へ上り御座候ニ付而も
其節駿府之御城へ御出候而御番衆の
大久保長安殿ニ付而も中ニ而御番衆中
伊豆守殿大久保殿申上候ニ付御番衆中ニ而相勤候

陣中より城中へ申けれハ上下とも見申候様にと有けれハ
御弟城中も談合して御ゆるし有けるゆへ秀頼公御無事に
而扱の事木村の長門守重成を遣して
て誓紙　家康公よりハ浅野長政大名衆石田
家老か浮世ゑ御勤候義応座と見えけ
まつ世歟と申て候を其方に付御見せ申
様と云ハ秀頼公中にハ見ハ何とも見へて
国中の者人々秘せ其城を渡して人々に渡せと申
様如何にハ見えとて御所ハ今様の御方へ渡し

常御様とも人々よりしかるよりハ寄何中しなとや
家康公は出家と種々何とも恐申て此様ハ
御弟ハ座をとて天下を守らんと御申しや
是ハぬるのと存候を以て御心清らかのまゝ
にしてと存一度の面を見とて参らせ給ふ御定と
立ちぬれと御覧に成　家康公は出家なり
なりと御はあの方へハ大多御座と申て有
譜代の者にてハ何事も我ゆへとの下民
共りまひも不仕あの道ハも存の中と申

好ミ候へハ見物の衆凡を流の者皮を通りて殊し
蜀候の出合の所よも其悪不候と節候へハ太合也
来と嫁ゟ其外一座の面々はを掛へて此家々の内よ
如何様候へ一中ノ名誉此に候を定をハ上申ゟ殊て
己ゟ如何に及ひ候ゟ候て日夜出流石を元様
何とよそ候てあのよし如雑人を出様よ参候と
何とも存候や
右猿府申様出合也本陣　此席にも出也
三成ハ嫡大谷刑部少ハ山中山城守と相談

上州申付様之申候事元ゟ其上抜兵ハ
外人の事ニ候抜よハ出陣候へと申御請申也
向ひ出合候ハ大綱之段の出合候て其尾好
本陣前之様ニ候夫ニ付此屋の出陣休ニ於て之
元来て中上候て事ニハ当地て出合之
大綱之段出合候て本陣之ゟ上之義ハ無事相成
身を出外之度小勢家中退治と申ハ微細
却て大切事ニ候如何ハ何抜の義と
中上様よの事ニ候ハ一身右之次第出陣

中にハ殊ニ遠く大切代義も此外ハ是を
殿下の御前にて能と被存なる御事ハ何レ
も相待の上ニ而下ニ上ル相分白後難ニより候
者人さての云上下と被事ハ合図ニ致して被と
大名よりしぬ事中ますると仕別存の通こと
波光とあひさへて中に而田治部少輔合して
我挨拶も致し殊の外ニ来面以てせし故共ハ
此る後府の城ニ出し申事とある事也と申候
三郎さしまにし名推参致し御座候へ

此る者也ハ北条の山中山城を是見捨て
小田原ニ而の事とさる城の内ニ来る人々を
御出記し申候也
一 同年七月五日ニハ沼津ニ出陣有之
家康公ハ諸軍を率いて先手ニ是を抑
是而北條父子ハ楯籠小田原の城ニ居たる
家康公ハ岩附宇都宮ニ而宮城へ御し
山中の搦手ニ而山中の城にハ北方子当山
を御く小田原之人数を是より山田へ進しく

扨山中城の事ハ秀次卿御大将として打かゝり
中村式部少輔一氏田中兵部少輔堀尾帯刀
吉晴山内対馬守一豊一柳伊豆守直末等手勢
其勢七万余大軍にて同廿九日の巳刻ニ山中城へ
取懸る　家康公の御勢も中筋より攻寄られ
當日の先陣ハ山内衆より人数を先立にし
を揃へ入るの陣中をハ決して弓鉄炮
放し鑓を付出先の陣所一足も退かず
所の陣へ兼て出先陣の指図として下知候

出張の面々出張地へ集りして其数を中上候
所ハ高原にて左右ハ難地山中の岸の際
於てハ兼ての人数とハ妻をも取して下ハ足付
何との所ても所へ至るを見所して前へ至り
様も無けれハ何方の如くも道なき方へ押行候
へとも沼田(?)より石垣出て来候
黒鉄の甲を数百人出先の方へと見えしとも
出先の方よりハ山中北城際へハ夜も一日に
又上大きなる堀切を構へ塀の如く雑木を

先にて足柄の方は大将等集り皆陣取りに下知せしを
作り立て候也何の浮世れし何の庭へ押上り候て三
河口より押上る表源の先手は井伊と松平本多の
旗先を見ても後に付出る先手の面々加勢にハ榊原も
出し山中の城攻の手前にて盤石の如く谷悦ひ
進みて押寄せ候を以中村式部少輔中の先手と同
時に城際へ取付中にも戸田左衛門青山と堀尾氏
西へ備えて見しハ中村勢中より放てし
蔽り通し河本一左衛門城へ一番乗なしとハ戸田者三と

一同日城崩へ家康上ケ海船勢を遣し候へハ甚あしかりし家康公
仍て勢を引き退き毛乃大手門の先手を見て候し此番へ
秀吉公の左へ取りの小田原へ紙見へ候や山中の城を
ハ今も毛は大将物の家康九たるにて宮八番容見え
其上其城を取立て候て小田原中将式部少輔中村
海船勢と挑戦し候て久も海船の軍勢と
籠り候て氏山中と城は小田原を松田尾張守
北条の大将共籠て城代として候て其上に
其頃の籠城は氏政氏直父子の下知にて小田原

左衛門大夫氏勝間宮豊前守好高朝倉能登守二人
ハ城内の兵勢を差加へて七館の守りをそ致
せし処ニ秀次卿ハ先陣して旗本ハ城近く
進て高地を見下し秀次の先手ハ西ノ各軍勢を
引して我先にと一同に押寄て取かけし處
寄せの浮手とて乗込けれハ城中よりも弓鉄炮を放
ちかけ是を防げ数ける一柳伊豆守直末ハ塀中か
詰しかけ鉄炮に中て討死也其外ハ士卒の
ことく打集りて攻入んとせし城にハ防き破れ難

かゝる所に乗入て討死と其外ハ従兵も及ふ
城を攻落と始め加勢の三人の中間宮豊前守ハ討死
致し小源氏勝伊勢守手勢に残戦死と並敵し
主従十七人と共為れ城を退去致しけるや
大山伊城軍の様子見分として山上に陣取小田
原城中か兵残城中と争ひ仕振に山中城か
落し人数を流れ出て敵その押寄ると
見る人山のことくハ上方勢の旗幟数限りも
知らさる入来て付きそしハ山中ハ落城致して

殿下小田原表へ押向ひ玉ひ早雲寺より見廻
玉ひて玉ひしと申されハ城中の者共ことの外
周章致し多かりしか大山中之城落ての後ハ箱
根一山秀吉公の手に入ける上者皆ハ是ニ
陣をはらし給ひ其日の巳の刻ばかり諸陣の松に篝をと
焼させ玉ひ火ハ氣一天ニうつろひ夫小田原城
中へも聞え我先に見てけるや其後城中に浄深謀
以て城外へ忍ひ出したる松田尾張守上田上野
小笠原備前守并下総守河内守山城守壬生の総助と

始めとして其外の家老共内々心を合せ謀て城中へ
引入り両方の旗を固め玉ひしかとも氏直ニ密か
御領と箱根山を押下して籠城の陣をなす旨を
秀吉公へ内通の事書とも遣はし置きけれハ
氏直松田尾張守逆心を企て秀吉公へ内通致し
候けるに此事を氏直侍衆溝口源蔵聞て急き
披露を出し氏直大に驚き松田を成敗し給ふ
小田原城中を一月ほと守り給ひし處秀吉公の
使者に討ちハ家康の仲裁にて北條氏直出城

ニ付秀吉公懐紙ニ浅(?)夫が陣城の普請を初
められ瓦屋塀矢倉等ニ至迄悉く出来
致小田原城中ゟ見ゆる所の分ハ白紙を以
張らせ其後木を伐払其夜白紙の塀
矢倉白壁ニ清ニ見へ候を小田原城中
の者驚き是を見て秀吉公ハ箱根の山中ニ
居陣を張て是非當城を攻抜べきとの儀と
相見へ候とて大勢ニ退屈仕候と也

一 四月於北條方式勝負として小田原ニ城を囲て攻る

乃外ニ城を築て鉄炮を以是を防く此とき河部(?)
なる者大君(?)鉄炮ニ中リ已ニ死ニ至る程ニして
命を殞すと云々

一 同年秀吉公の下知として加賀利家を大将として
会津(?)孫四郎利政越後上杉景勝信濃真田安房
等を合し四萬餘の軍勢乃(?)勢ハ碓氷口より西(?)
上野ニ押入小諸(?)家持の城々松枝(?)
一河越(?)鉢形(?)山等の諸城を攻落す于時武蔵江戸
此城を乗出(?)左京(?)を中々寄(?)ハ小田原ニ

籠り川村兵庫を城代として三四年迄籠城すとも此所を取と籠城して手にて取 武田家
の浪人を差置 伊豆箱根山迄も兩陣度有とす
人の先手也 今是 小田原へ手残る事なる七里
先家様原常遊中入の所々不少 深家の[illegible]
切絶し為す 諸の領を知行所持し 諸家[illegible]
[illegible]の下知を下[illegible]御[illegible]に[illegible]
通路の法を[illegible]も[illegible]籠城[illegible]二人[illegible]
知りも勇[illegible]在[illegible]

なれまて手に籠るに於ては秋葉氏の為め生山
在つる居城にて千代田の城と云ふとは秩父之光
其外高家の清[illegible]入道市と申に付 武蔵
其方とは[illegible]先衆[illegible]手強[illegible]
[illegible]早速大浪人先の取の座り[illegible]付
箱根の山中まて[illegible]籠城[illegible]
何とも[illegible]城を[illegible]へ[illegible]の義[illegible]
[illegible]付之人の先手[illegible]城内[illegible]数
其外城と[illegible]の義[illegible]場の[illegible]へ

掛合侍共ニ在へハ　北条氏房も　此様堀ニ相守
江戸の城請取の事ハ康政北条ニ在請取やう
ならんと仰付此附人の北条二人相集の侍を在せし
北条家の代官役等を出し是人家副大道寺を
出し同心江戸へ参候　城代川村方が氏の
の城を受取る也　此御書付本縄の城ハ小幡
在る事氏勝ハ相模の氏勝ニ氏規山中の城ハ
松田として玉縄ニ籠城し引渡候事
討死ニ候へ共ニ候十七八騎ニ打入れて本

丸へ入切腹して後ハ其侍乃ち坂内日向と申
北条氏照の附本城を出て居ニ残
ありしを捕て居城本縄へ籠上方勢と引
請一戦を遂切腹して相待と云共に氏勝本ニ
ハ北条氏勝ハ箱根ニ在て細かに
北条氏康の宿老の先方年来の侍共在しなれハ
開城ニも及ハんと以本縄も先ハ北条の者
共ニ入れける同前ニ侍をも落たりし
北条氏康の子孫のと武州の内忍ニ附乃

真壁と申城ニ而候処岩城の城ニハ左衛門
大夫氏房ニ而候へ共当年ハ小田原の様ニ籠
居ニ而其外伊達之兵をも城代ニ被置本丸ニ
差置佐竹義宣ハ源左衛門安倍人ニ二の丸を預ケ
会士数多籠城せしか三月岩城攻の節
此ハ深谷の深山を出陣せしを本村等木内常陸等
也岩城の城へ相向ひ被成候然るに
額田より相馬中務大輔と申佐竹一門也しを
三郎五郎早米上杉三浦

豊嶋岩付城へ責寄瀬谷深谷ニ有之候して
城を責付九郎の面々岩付の城へ
押詰城を巡見して名ある武者を定め進み給ふ処深谷
深谷和泉中務上村左衛門三浦豊嶋杉
元亀年中岩付親吉和気にハ木内常陸居而其へ向し
若し十九歳ニ而一門岩槻の城へ押寄せ
太田へハ深谷和泉大膳の節攻落
時嫡子左京亮義長 十六歳初陣 太田の様し
上へ入とき苗村を斤振士六年ニ

根谷城ニ我等の留守ニ相当れ共諸人是を感
賞ス城をも かくのことく防き難かりしといへとも
本丸清水か鉾を以て大ニ北門を攻破り城内へ押入
所々城将妹尾下総守年ニ出て力戦すれ共
西ノ丸ハ平八郎 救合せ終ニ妹尾を討取此外
三瀬監物ハ手勢を率ゐ搦手口ニ於ても多兵乗出
其外の兵共 骨を尽しぬといへとも城兵の防
強くて攻入りし所々ニ多兵ありて此兵共本丸
州閉門へ寄入ん為ニ本丸より地防矢を射しかけ

所ニハ浪士吉田彦兵衛山田助又之丞一家を失ひ
老兵を始として二十余人討死いたし 手負て
相果ける処 此内へ多兵乗出 其外の者共等終ニ城
中へ攻入所々ニ城兵等も 志て戦ひ彼是して本
丸へ引入上城将諸人の内 妹尾ハ大段より討き
所あるハ深手を負籠城難叶り後て本丸の城代
伊達与次兵衛方ニ清水長政より使を出し 防の手
順て早く籠城難叶の旨城代々承候ハ 城郭
へ出て切腹して仕候旨 城中ニ不残を諸人の事相ハ

然處に何と申ものゝ評定や致し氏政方ゟ上方へ通じと
大将へ相従ひ候と何かしかれ候て亡びのもとひ
浅野弾正ゟ上方へ注進也氏政方ハ元来ゟ敵なく
上城中諸人の気をとハ細布にて城代伊達ゟ
当方切腹致候而不及城下に出き守地ニ
岩槻にて落去中にも其後北条大将
京より城を請取西人方より岩槻の城責落城
浅野大将書付ニ謀小田原へ申遣し候ニ付
家康公其後にも北条武蔵守清秀書より

西之方ゟ氏ハ使者を以申付候の程を右に
相云方大将へ申候ハ日頃不和之城責へ不残
不用家の御手を城と攻丸ゟ申付小田原より
中務少輔并本多（浅野）へ落城ハ當城之内
上へ注進ゟ上方へ石田治部少輔
落合せられ右の如く氏政ハ其の城へ
落城之とや

一 武州忍の城ハ成田下総守ゟ下野守
小田原ニ籠城しけるに付其城ニハ籠勢

ども先々と城代として士卒を差添守らしめと
候て籠城いたし候處に秀吉公の下知として備前
備中表山内東分まで城の要害を見るに大河
城を見廻して人数の足を引付られ候はゞ繼ぎ
頭の大軍を以て攻るとも容易責落すべき城に
あらず候得者城の外に堤を築き河水を落し
入れて水攻にすべき由ニて自身指揮たまひ
下知水戸の流清水竹流羽柴と本陣を取給
清水宗治山崎岩月責合事ありけれは家臣攻

の義を申請故すべしと云ふに元政申けるは元政山縣
敵将の城をばいづれも荷藤城に及び候て山へとも
何方に於ても某等の攻あつかひ辛苦致候と
中候は宜しく候當城に限り水攻合戦とまし
候ては山内東表へ押寄へ候ても無能敵を退戴
の初めに責落し候に於ては麾下の勢も共に
手に引とも元政同心無之と以て攻の支度候は
止め候へ共是非城の手口を判官は元政は新的口
を請取て攻ちかゝるべしと候へ一日本戸口と押寄攻

戦ひしか共城中少の防き強くして長政も既辛
苦煩し攻入かるを恐そ人数を引退さる後長政
か武略を以城主をさとし此度城代内尾城を
長政へ明渡し此上大井の城攻以来長政に家
中迄て旗本に申ケ長政岩槻の城者是長政の依
を寄如しく思ふ是にて長政に感に土英範と
最に氷野の伝を長政岩槻へ来て我に出
下に是に御是則分には長政城中へ此時を今
ゑとさへとし候に付て城代内尾渡し長政に

従りて候せとし城を明渡し此へは出せ参て致し
家の御儀あかし一ツに全くて候ての事やと云
大に初より長政中無家伊ふ事ほと之依
那其の八兄事々とし此へ先 使を仰合出
差出とかし清飛義の事に此へ只実中坊
へきしと存して自出被仰しとや
一 六月廿三日の夜半小田原城中和田之浦より一党従卒
吉田某同人色々従者に火を名乗其の作せて
城をおいて色く与左衛門に参陣方至氏 其の城に成田氏

右候ハ秀吉公へ内通の義露顕ニ及ひ氏政
氏直兄弟ニて城内の評定ありてハ概を候ものゝ上
滝之組と存寄候ニよしかとや

一
同り出(?)書院の城中ニ於て小田原殿太守の家老松田
尾張守憲秀遂ニ逆心を企て秀吉公へ内通して
其息城中ニ忠臣且(?)堀秀政池田三左衛門輝政
氏(?)家の軍勢を己か陣所へ引入させ城中ニ
火をかけ其火を相図として陣営の者一同ニ
城へ乗込本丸へハ三手(?)より案内者として太守家の

勢を引入て中ニ而御謀を振あ者の座候ニ会(?)
守ニそゝ三一家諸親類を呼集めて太の存身を申
せひけ何之も憲秀か申分ニ打随ふ事ニ
尾張守か次男左馬助ハ氏直へ義忠の兄弟
之例をも存知せ(?)本丸ニ参り(?)詰(?)けるか
憲秀病(?)気(?)父か陣所へ参り(?)様(?)子
仕て氏一座ニ列して是を申父憲秀ニ向ひ
申けるハ小田原殿ニハ人多しといへ共当家ニハ
三代(?)職の主(?)人ニ而恩禄厚(?)き事何ニ

かゝとて伊勢に出家し出雲にて逆心し企すに及びけれ
とあらハ急に氏直の為申けれハ憲秀大道寺に与し
て秋胤に出仕の企に及びける処宮の上に訴く
利口を以て密用し教訓してとも申とあるハ其文に
鞠して家の計りを顧さるを聞り彼をいましめく
終日て段服やに非す物も同心に仕よ訴くハ
散客押籠きも請し急ぎ為と様に付て
中りなハ光頼此所を聞一足ハ如何と有しと
在家の難一宿一夜ハ中にて出へ其せ如何に訴し

伊豆韮山の城を出て秀政に家ハりて寄へしと
ハ一段盤学のもとりしも出へハ参仕し候とも
かくて此信のみ訴くハ案の様を田士と
あとを一日かね延て秘に此所の事を不帰頼けと
て十郡の大事をまかせハ大ところ姫ひる西向の由
終へ取りけると出られハ憲秀摂姫を出し方
中の為とにて其所の取手に相尾め有
其つゝも有てやなる所等ハ広年出仕せ
さして政義平助の神とももてる本丸に

若党にも若輩の異見をも承引せられ候て異見如
をも申しけるに申さるへ入て本丸へ並続て氏直へ申し
けるは若者共依相(?)ともいへ共親憲秀ハ一命をも私下し
かゝるへきを許して八中上意候由を申て候
氏直相当ともいへ共相手をとも滅ぬ左馬殿を
双服ニ国を滞め存らるものゝ分をも下知せらる
それは氏直大守に疑をかけ左衛門白幡の旗をも叛
父氏政とも相謀の上松田をも本丸へ召寄
陸奥守板部岡江雪斎以之ともいへ共其方ハ敵方へ内

通の色作て是をも申されし其元の義に付て左
大殿の義この[illegible]をく様[illegible]一通差越
候様にの候中務如に松田中へ[illegible]中候ハ
兵敵方へ内通て左ハ政所にも[illegible]や左様の
義ハ堅敵方への[illegible]候て左京殿[illegible]奴
ゑにたゝへ左様の風聞[illegible]に[illegible]無
慮之とも[illegible]か様の[illegible]堅ハ[illegible]
中々それハ氏照ハ元年より奴[illegible]それハ松田
ニ向ひ異見の[illegible]ハ[illegible]とて其元[illegible]

兼ハ御人の中にもあつかひに先左馬助殿にも
云上の儀なれハ如何様にも候へし中にも其中に
中々承引なく云れて松田大ニ怒り家来を召寄
如是と思ひて中村家を松田か親類六人屛風の
陰より立出憲秀を召捕せ縄かけて引立
禁獄に申付云日の晩景に松田か松
田の人数を入替り別に本丸ヲ松波を出屛籠
に籠り家へ旗下の御本にハ籏眼して有
語ル処中にも猶て青源左衛門尉と取らん

出く事なくも又城ニて有し事なり忍ひて告
城の中に家々御手勢ハ少ないへとも用意にあまし
同夜陰に廊下より切縄掛て家々上ヲゝ手勢
秀勝の事もなく松田に立ち出にあらす夜
ニモ人々手並面々又城代の遊人にて
去のハ松田と申様に立ちかる場所にまて
候ひとも切り又紛来の胡張ニ取る松田むら
同時に急見るのことくて城中への出入門
呈しく少しも急き無き筈に有たる故ニ

刻限過けれとも来りけれハ城中にも去る
もの共かゝる折節さゝやかなる事をして此様に
目出度人数をハつくる事ハ遠きやと思ふ
事を存し候ゆへ御意の趣を承る
事を誹り候ハん様子松田ハ頃様子承候ハ
さしもの事やと申候しかるや
大坂ハ天下の名城のこと記し置けり
其中に入て候ものハ遠く候
元来天下の名城ハ大坂なるへし

其外茶臼山を出張して御出の
原城中よりも左右を取巻て其外の物
語りなり

一　同月二十二日井伊掃部頭松平筑前守両家
惣構の堀を埋め塀を崩し一揆共を攻入るへき旨
城の惣堀を埋め利方の役を勤め候
のこりの堀を崩し候処ニ其口より
惣堀を入て候城内へも埋り候て
大名ともか惣堀をうめし城中の屏

櫓ヲ鉄砲ヲ打崩し候ニ付城中以の外よ
騒立候處ニ大将被出候へきとあまく
直政康親両人ハ手勢ニ而寛中城
塀へ押寄大ニ崩し候より攻入り屋々ニ
火をかけ候ニ付城兵ハ悉く自害のよし
又して敵とも討取り其外とも引取り候
き新手の兵とも入替り直政康親ヵ働も
強く候得とも討死れハ御帰しと働へ可有
事ニ候ニ付而ハ人数をも引取り候由

諸隊に於ては城中の人数を出し
直政ヵ陣屋へ火をかけたる事及ひ
不残討取りしとや　敵兵ニも如何様の儀
そと云ふ元服より而へ相年寄候
一番ニ攻取り手負も中りしは付る
此度攻落しても御付従中上りしとて
敵兵をも討取りしとや

大日本帝國圖書印

国立公文書館
National Archives of Japan